

道路運送法の改正による協議運賃の協議方法見直しについて

資料4

道路運送法の改正(R5.10.1)

1 法改正前 **旧**

○「地域公共交通会議又は(活性化再生法に基づく)協議会」において協議を整え、国土交通大臣に届出

【参考】道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は(活性化)協議会において協議が調っているときとする。

同法施行規則 9条2項概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は(活性化)協議会において協議が調っているときとする。

2 法改正後 **新**

○公聴会の開催等により、住民等の意見を聞く

【参考】道路運送法 9条5項概要

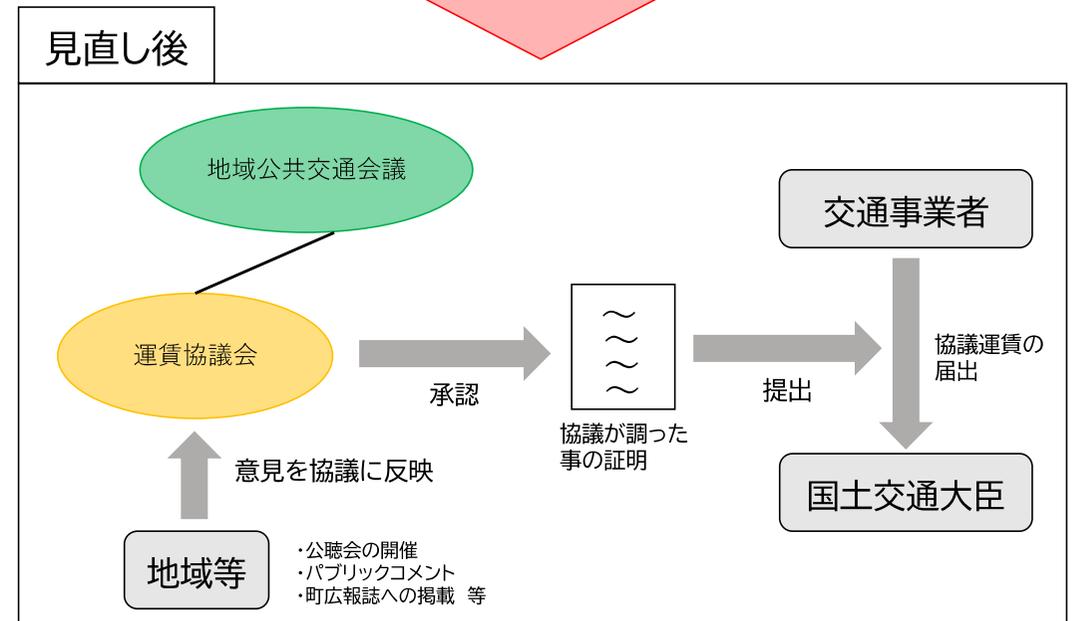
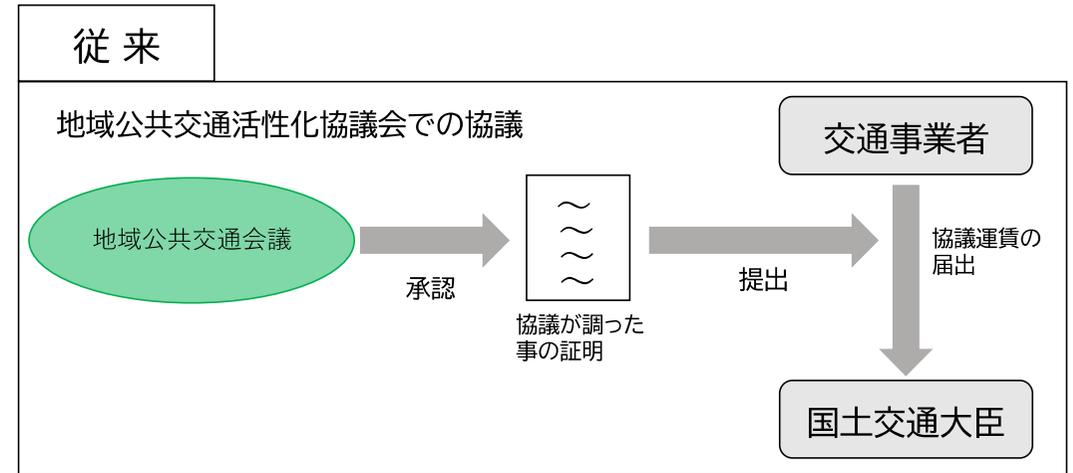
市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、予め、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

○協議会において協議

【参考】道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長(又は知事)が住民の意見を代表する者として指名する者



- ・公聴会の開催
- ・パブリックコメント
- ・町広報誌への掲載 等

大津町地域公共交通会議運賃協議部会設置要綱

令和6年7月12日制定

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する路線等に係る運賃等について協議するため、大津町地域公共交通会議設置要綱（平成20年要綱第26号。以下「交通会議設置要綱」という。）第7条第4項の規定により、大津町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に運賃協議部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 部会は、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項について、協議を所掌する。

(組織)

第3条 委員は、道路運送法第9条第4項の規定により、交通会議設置要綱第3条に定める委員の中から交通会議の会長が指名する。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、交通会議の会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、その会務を総理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、当該委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 部会の議事は、出席した当該委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 3 当該委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ部会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 部会長が特に必要と定めた場合、会議を省略して書面による賛否を求め、過半数の賛成をもって、会議の議決に代えることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が別

に定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、交通会議の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。

(参考)

大津町地域公共交通会議運賃協議部会の委員 (◎部会長)

道路運送法第9条第4項に規定する者	委員の氏名
1号 市町村又は都道府県	大津町役場 総務部長
2号 当該一般乗合旅客自動車運送事業者	バス事業者又は乗合タクシー事業者 ※協議対象によって異なる
3号 地方運輸支局長	国土交通省 九州運輸局 熊本運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送・監査部門)
4号 市町村の長が住民の意見を代表する者として指名する者	大津町区長会 副会長 ◎